

東広島市河内町大仙地区県有地利活用事業に係る事業の推進に関する基本協定書（案）

広島県（以下「甲」という。）及び●●●●（以下「乙」という。）は、東広島市河内町大仙地区県有地利活用に係る事業予定者募集において乙が提出した事業提案書に基づく事業（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり合意したので基本協定書（以下「本協定」という。）を締結した。

（目的）

第1条 本協定は、乙が本事業における事業予定者として決定されたことを確認し、乙が実施予定の本事業に関して、必要な基本的事項を定め、本事業の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（本事業の実施）

第2条 乙は、東広島市河内町大仙地区県有地利活用に係る事業予定者募集要項（以下「募集要項」という。）に定める各事項を遵守するとともに、提案時に甲に提出した事業提案書に基づき、自らの負担と責任において、本事業を誠実に実施する。

2 甲は、公共公益上必要と認めるものについて、合理的な範囲内での本事業提案書の変更を乙に求めることができる。

3 乙は、法制度の改正などやむを得ない理由がある場合又は事業内容の向上等を目的とする場合において、提案趣旨を損なわない範囲での事業提案書の変更を甲に申し入れることができるものとし、甲は、その可否について判断するものとする。

4 乙は、本事業の実施に際し、周辺住民等への十分な説明を行わなければならない。

5 乙は本事業の実施に際して疑義を生じたときは、速やかに甲と協議のうえ、誠実に対処する。

（停止条件付土地売買契約）

第3条 甲及び乙は事業用地の停止条件付土地売買契約に向けて誠実に協議し、令和●●年●月●日（以下「契約締結期日」という。）までに、募集要項に定める内容を含む停止条件付土地売買契約を締結する。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結期日は、甲及び乙の合意により変更することができる。

（基本協定の有効期間）

第4条 基本協定の有効期限は基本協定の締結の日から停止条件付土地売買契約に定める用途指定期間の終了する日までとする。ただし、停止条件付土地売買契約の締結に至らなかった場合は、停止条件付土地売買契約の締結の可能性がないと甲が判断し、乙に通知した日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条、第8条、第9条及び第12条の規定の効力は基本協定の有効期間後も存続する。

（関係者協議会の設置）

第5条 乙は、本事業を円滑に実施するために関係者と必要な事項に関する調整を行い、連携して取り組んでいくことを目的とし、関係者協議会（仮称）を設置する。

2 関係者協議会（仮称）の構成員は、甲及び乙で協議して定める。

(契約の不成立)

第6条 第3条の規定にかかわらず、停止条件付土地売買契約の締結前に、乙について、次の各号のいずれかの事由が募集要項に基づく事業予定者決定手続に関して生じたとき、募集要項に規定する応募者の資格を有していないことが明らかになったとき、募集要項に規定する応募者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき、第3条に規定する契約締結期日を経過したとき、又は募集要項に定める事業予定者の資格を喪失したときは、甲は停止条件付土地売買契約を締結しない。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

(停止条件付土地売買契約の不成立)

第7条 甲及び乙のいずれの責めにも帰さない事由により、停止条件付土地売買契約の締結に至らなかった場合には、甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、甲及び乙に、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(準備行為)

第8条 乙は、停止条件付土地売買契約の締結前であっても、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は必要かつ可能な範囲で乙に協力するものとする。

(基本協定の解除)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、基本協定を解除する。

- (1) 乙が合理性を欠く理由により、本事業の事業予定者から辞退したとき。
- (2) 乙の帰責と認められる事由により、停止条件付土地売買契約の締結に至らなかったとき。
- (3) 前号以外の事由により停止条件付土地売買契約の締結に至らなかったとき。
- (4) 停止条件付土地売買契約が解除又は解約されたとき。

(違約金)

第10条 前条第1号及び第2号の規定に該当したことにより基本協定が解除された場合、乙は、解除までに甲が要した費用を、甲に違約金として支払うものとする。

2 前項の規定は、甲に実際に生じた損害の額が、前項に規定する違約金の額を超える場合において、その超過分につき甲が乙に損害賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密保持)

第11条 甲及び乙は本事業又は基本協定に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げる以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該秘密情報を第三者に開示または漏えいしてはならず、本事業又は基本協定の目的以外に使用してはならない。

- (1) 開示のときに公知であるか、又は開示を受けた後に被開示者の責めによらず公知と

なった情報

- (2) 開示者から開示を受ける前に既に被開示者が自ら保有していた情報
 - (3) 開示者が基本協定に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
 - (4) 開示者から開示を受けた後、正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
 - (5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
 - (6) 甲が法令等に基づき開示する情報
- 2 甲及び乙は相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、当該義務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
- 3 前項の場合において、甲及び乙は秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するのしないように適切な配慮をしなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、基本協定上の地位並びに基本協定に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(基本協定の変更)

第13条 基本協定は甲及び乙の書面による合意がない限り、変更することができない。

(専属的合意管轄裁判所)

第14条 基本協定に関する訴訟の提起又は調停の申立てについては、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第15条 基本協定について、疑義が生じた場合、基本協定に定めのない事項で必要がある場合又は法改正があった場合は、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書〇通を作成し、甲及び乙が記名・押印して、各自その一通を所持する。

令和 年 月 日

甲 (広島県)

乙 (事業予定者)
代表者

構成員